

民商の要求が実現しました！

「金融円滑化法」成立！

- 返済猶予
- 借りかえ
- 新規融資

金融機関に
努力義務！

資金繰りの
相談は **一人で
悩まず**

民商へ

きびしい不況のなかで中小業者の資金繰りは大ピンチ！「月々の返済額を減らしたい」「新たな資金が必要」など、一人で悩んでいませんか？

民商では、力をあわせて、中小業者の資金繰りをしっかりサポート。返済猶予（元金の返済据え置き）や新規融資を含む借換えなどの相談に応じ、数多くの融資を実現しています。資金繰りの相談は、お早めに、民商へどうぞ。

「金融円滑化法」とは…

- ▼金融機関に対して、中小業者が持ち込む融資要求に応じるよう要請（努力義務）
- ▼金融機関は、融資相談に応じる体制を整備し、申し込みへの対応状況（融資実行件数、融資を拒否した件数とその理由）を国に報告
- ▼国は金融機関からの報告内容を6カ月ごとに公表することなどを盛り込み、中小業者の資金繰りを支え、住宅ローンの返済猶予を推進するなど、金融の円滑化をうながす法律です。



全商連（民商の全国組織）の国分稔会長は、亀井金融大臣に中小業者の資金繰り支援を要望。亀井大臣は、その場で金融円滑化法の制定を約束しました。（写真右が国分会長。10月2日、衆院議員会館）

「検査マニュアル」改定し、融資を支援

「金融円滑化法」の施行とあわせて、金融庁が銀行を指導・監督するための指針としている「金融検査マニュアル」を改訂。「中小業者が条件変更をしても不良債権扱いしない」などが盛り込まれました。これは、金融機関がより幅広い業者の融資要求に応えるよう促すための措置です。

「条件変更対応保証」の活用も

これまで政府系金融機関の融資や信用保証協会を利用したことがない中小企業者が対象です。ご相談ください。